

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第14号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後				改正前																																			
(資金前渡) 第37条 令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(8) 略 <u>(9) 給付金(口座振替の方法による支払ができないものに限る。)</u> (10) 略 別表第1 (第3条関係)				(資金前渡) 第37条 令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 略 別表第1 (第3条関係)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>出納員</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>技術 監理 部</td> <td>技術監理 契約課</td> <td>課長</td> <td>所管事務に係る現金の収納</td> </tr> <tr> <td>地域 振興 部</td> <td>地域協働 課</td> <td>課長</td> <td>所管事務に係る現金の収納 及び公民館が 執行する支出</td> </tr> </tbody> </table>				組織		出納員	事務分掌	略	略	略	略	技術 監理 部	技術監理 契約課	課長	所管事務に係る現金の収納	地域 振興 部	地域協働 課	課長	所管事務に係る現金の収納 及び公民館が 執行する支出	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>出納員</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技術監理契約課</td> <td>課長</td> <td>所管事務に係る現金の収納</td> </tr> <tr> <td>地域 振興 部</td> <td>地域協働 課</td> <td>課長</td> <td>所管事務に係る現金の収納</td> </tr> </tbody> </table>				組織		出納員	事務分掌	略	略	略	略	技術監理契約課		課長	所管事務に係る現金の収納	地域 振興 部	地域協働 課	課長	所管事務に係る現金の収納
組織		出納員	事務分掌																																				
略	略	略	略																																				
技術 監理 部	技術監理 契約課	課長	所管事務に係る現金の収納																																				
地域 振興 部	地域協働 課	課長	所管事務に係る現金の収納 及び公民館が 執行する支出																																				
組織		出納員	事務分掌																																				
略	略	略	略																																				
技術監理契約課		課長	所管事務に係る現金の収納																																				
地域 振興 部	地域協働 課	課長	所管事務に係る現金の収納																																				

			<u>負担行為の確 認</u>				
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略		略	略	略
産業 振興 部	略	課長	所管事務に係 る現金の収納	産業	略	課長	所管事務に係 る現金の収納
	<u>商業振興</u>			振興	<u>商業観光</u>		
	課			部	<u>政策課</u>		
	略				略		
略	略	略	略		略	略	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。